

## 議案第61号関連資料

### 市民相談事業費（こどもの養育費緊急支援）について

本市では、こどもを社会全体で守り、健全に育んでいく視点から、離婚等におけるこども養育支援に取り組んでいるところですが、こどもが養育費を受けられるように支援するため、以下の事業を実施します。

#### 1 概要

養育費の不払いがあったときに、市が本来支払うべき義務者に働きかけ、それでも支払いがない場合に、市が1か月分（上限5万円）に限り立替払いをした上で、支払義務者に対して督促を行います。

#### 2 対象者

養育費の債務名義（※）がある市内在住のこども  
※ 調停などの裁判所における取り決めや公正証書

#### 3 受付期間

令和2年7月1日から8月31日まで

#### 4 事業の流れ

##### (1) 申込受付

債務名義などの必要書類を確認し、申込みを受け付けます。

##### (2) 支払要請

相手方に対し、養育費を支払うように促し、支払いがない場合は市が立替・請求をする旨を通知します。

##### (3) 立替払

市が1か月分の養育費請求権を譲り受け、立替金を申込人指定の口座に振り込みます。

##### (4) 支払勧告

義務者に対し、債権譲渡の通知とともに、市に対する立替金の支払請求と翌月分以降の養育費の支払勧告をします。

#### 5 予算額

##### (1) 歳出

16,800 千円

【内訳】 扶助費（養育費履行確保支援） 15,000 千円

（50 千円×300 人＝15,000 千円）

役務費（通信運搬費＜郵便料等＞） 1,800 千円

##### (2) 歳入

15,000 千円